兵庫県公報

平成23年2月15日 火曜日 第 2261 号

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通

 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

告示	^° → `)*
○ 換地処分に伴う三木市の区域内における字の設定及び字の区域変更(市町振興課)	1
○ 三木市の区域内における字の区域変更(同)	3
○ 住居表示の実施に伴う神戸市の区域内における町の区域変更及び字の廃止(同)	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧(農地整備課)	6
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧(同)	6
○ 保安林の指定施業要件の変更予定(豊かな森づくり課)	6
〇同 上(同)	7
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水質課)	7
○ 公共測量を実施する旨の通知(契約管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
〇同 上 (同)	8
○ 公共測量が終了した旨の通知(同)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
○ 道路の区域の変更、供用開始等(道路保全課)	9
○ 景観影響評価準備書の縦覧等(都市政策課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
○ 土地区画整理組合の解散認可(市街地整備課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
○ 道路の位置指定(建築指導課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
公告	
○ 入札公告 (広報課) ····································	10
○ 八代公古(公報味) ○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請(地域協働課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	12
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請(地域協働課)	
○ 村足升呂州山男伝八ツ足承後史に体る祕眦の中請(四)	15

告

兵庫県告示第133号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、三木市の区域内において、次のとおり、字の設定及び字の区域の変更をする旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、三木市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。 平成23年2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

			変 更 前		変 勇	更後
大	字	字	地番	大	字	字
平	田	カゲノキ	40の1から40の3まで 41から43まで 44の一部 45の一部 46の1の一部 48の一部	平田目	一丁	
		カゲノ木	52			
		前	53の1から53の4まで 57の3から57の5まで 83の1 83の2 84 85 86の1から86の11まで 87の1から87の 3まで 89の1 89の2 91の1から91の3まで 92の1 から92の3まで 93の1から93の3まで			

道ノ上	94の1から94の7まで 95の2 95の3の一部 95の5の一部 95の10の一部 95の11の一部 95の12から95の15まで 95の16の一部 95の17の一部 95の20 95の21の一部 96の1の一部 96の2 96の3 96の5の一部 97の1の一部 97の3の一部 98の1の一部 98の2 99の1から 99の3まで 100の1から100の11まで 102の4の一部 102の5の一部 103の3 107の3 108の1 108の2 109の1の一部 109の2の一部 111の一部 145の7の一部 145の8		
	150の3の一部 150の4 150の5の一部 157の1の一部 157の2 158の1から158の3まで 159の1から159の4まで 160の1 160の3 162の1 162の2 163の1の一部 163の2の一部 164 165 173の1 174の1の一部 175の1の一部 179の1の一部 179の3		
カゲノキ	44の一部 45の一部 48の一部	末広二丁目	
道 / 上	95の1 95の3の一部 95の4 95の5の一部 95の6から95の9まで 95の10の一部 95の11の一部 95の16の一部 95の17の一部 95の21の一部 95の24から95の26まで 96の1の一部 96の5の一部 97の1の一部 97の3の一部 98の1の一部 102の4の一部 102の5の一部 103の6 103の7 109の1の一部 109の2の一部 110の1 110の2 111の一部 112の1 112の4 113の1 113の4 113の5 114の1 114の4 115の1 115の4 116の2 116の4 117の2 117の4 123の1 123の5 124の1 124の3 125の1 125の2 126から 128まで 129の1 129の2 129の5 130 132から137まで 138の1 138の2 139の1 140の1 141の1 141の2 142から144まで 145の1 145の6 145の7の一部 145の9		
八 ケ 坪	146から148まで 149の一部 150の1の一部 150の3の 一部 150の5の一部 151 152の1 152の2 153の1 153の2 154 155の1 155の2 156 157の1の一部 163の1の一部 163の2の一部 174の1の一部 174の2 175の1の一部 177の1 177の2 178の1 178の2 179の1の一部 179の2 180から183まで 184の1 184 の2 185の1から185の10まで 186の1 186の4から 186の8まで 189の1 189の3 190 191の1 191の2 193 194		
フケ	233の1から233の4まで 235 235の1 236から238まで 239の1		
	111の一部	平 田	岸ノ

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字平田字カゲノキ41、42、44、48に隣接する大字平田字カゲノ木の水路である公有地の一部は、大字平田一丁目に編入する。

備考 地番は、平成22年4月13日現在の地番である。

兵庫県告示第134号

三木市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、三木市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成23年2月26日からその効力を生ずるものとする。 平成23年2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

				変	更	前		変り	更後
大	字	字			地		番	大	字
平	田	カゲノキ	46の 2					末広二	二丁目

備考 地番は、平成22年4月13日現在の地番である。

兵庫県告示第135号

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づく住居表示の実施に伴い、神戸市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更及び字の廃止をする旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成23年2月16日からその効力を生ずるものとする。

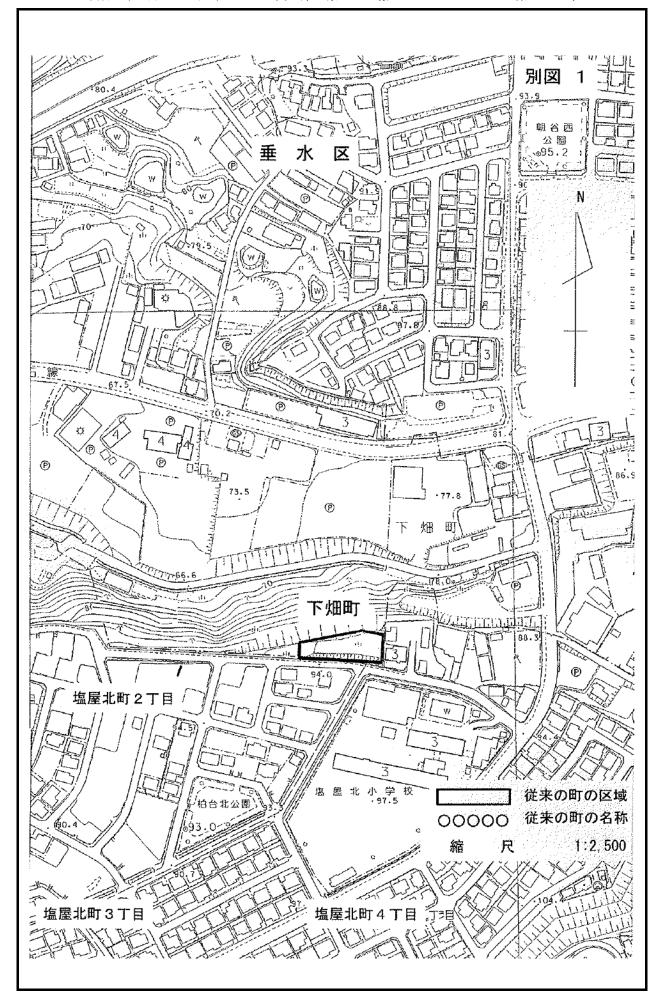
平成23年2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変更前の区域及び名称	変更後の区域及び名称
別 図 1	別 図 2

変更後の町名	変	更	後	の	境	界	線	変更後の区域に含まれる 変更前の字名
塩屋北町4丁目	358の34、 界、同358	同358の の37の 858の38	D38、同 南、西 B及び同	司358の 及び北]358の	35及び 筆界、同 34の北	同358 <i>©</i> 引358 <i>©</i> 筆界、	58の33、同 の36の南筆 036、同358 同358の31 東筆界	下畑町字磨キ原山

備考 地番は、平成22年9月28日現在の地番である。





兵庫県告示第136号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成23年1月31日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成23年2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
地域ため池総合整備事業(総合整 備事業)	菖蒲谷地区	平成23年2月15日から 同 年3月7日まで	南あわじ市役所

兵庫県告示第137号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成23年2月1日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

^^^^^^^^^^

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この 処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成23年2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
経営体育成基盤整備事業	山田地区	平成23年2月15日から 同 年3月7日まで	淡路市役所

兵庫県告示第138号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

^^^^

平成23年2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 養父市大屋町加保字加保坂58 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字加保坂58 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^

兵庫県告示第139号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 養父市大屋町横行字中山16の688 (次の図に示す部分に限る。)、16の236、16の691、16の692
- 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第140号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和48年法律第110号) 第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社カネカ高砂工業所

高砂市高砂町宮前町1番8号

常務執行役員高砂工業所長 岩 澤 哲

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 株式会社カネカ高砂工業所 高砂市高砂町宮前町1番8号
- (3) 特定施設に関する事項

種類	39号口 脱臭施設
能力	48 t /日

工事着	手 予 定 年 月 日	許可後	
工事完	成予定年月日	着手後3箇月	
使 用 開	始予定年月日	完成後	
使用時間の間	隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	
使用時間	の季節的変動の概要	なし	
	区 分	通常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6~9	5 ~ 9
使用時にお	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	_	_
いて当該特 定施設から 排出される	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	70	100
汚水等の汚 染状態の通	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	30	100
常の値及び最大の値	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	2. 5	4. 3
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.2	0.44
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	165	300
	ヽて当該特定施設から排出 斉の量(単位 m³∕日)	2, 120	2,600

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

- 2 縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 平成23年2月15日から同年3月8日まで
 - (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課

兵庫県告示第141号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

^^^^^^^^^^^

平成23年2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(2級基準点設置)

2 作業期間

平成23年2月1日から同年3月31日まで

3 作業地域

西宮市上大市4丁目地内

兵庫県告示第142号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

^^^^^

平成23年2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(道路台帳平面図データ更新)

2 作業期間

平成23年1月24日から同年3月31日まで

3 作業地域

尼崎市の一部地域

兵庫県告示第143号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

^^^^^

平成23年2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量 (3級基準点設置)

2 作業期間

平成22年12月20日から平成23年1月13日まで

3 作業地域

神戸市垂水区泉ヶ丘

兵庫県告示第144号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年2月15日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成23年2月15日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成23年2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類	道 路	の <u> </u> 2	区 域		
路線名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 宍 粟 新 宮 線	宍粟市山崎町船元字西垣内250番1から 同 市山崎町御名字向川原99番1まで 宍粟市山崎町御名字鍋ヶ浦40番2から 同 市山崎町御名字向川原103番2まで	旧	7.0から 47.0まで 7.0から 47.0まで	2, 355. 0 398. 0	一部 予定地
	宍粟市山崎町船元字西垣内250番1から 同 市山崎町御名字向川原99番1まで	新	7.0から 47.0まで	1, 858. 0	

兵庫県告示第145号

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書(以下「準備書」という。)の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦 覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。 平成23年2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 名称 株式会社アイゼン 代表者の氏名 林 徹 治

住所 たつの市揖保川町新在家207-7

2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 揖保川アイゼン

所在地 たつの市揖保川町新在家字下畑15番92ほか

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第 1課

縦覧期間 平成23年2月15日から同月28日まで

4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成23年2月15日から同月28日まで

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

兵庫県告示第146号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第2項の規定により、篠山市篠山口駅西土地区画整理組合の解散を平成23年2月1日に認可した。

^^^^^

平成23年2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第147号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所建築課において縦覧に供する。

平成23年2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H22淡路位置 0005号	23. 2. 1	洲本市大野字西久保272番2の一部	4. 20	30. 73

公 告

入札公告

平成23年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」各戸配布業務(明石市、豊岡市及び宝塚市)に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
 - (1) 業務件名
 - ア 平成23年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」各戸配布業務(明石市)
 - イ 平成23年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」各戸配布業務(豊岡市)
 - ウ 平成23年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」各戸配布業務(宝塚市)
 - (2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成23年4月1日(金)から平成24年3月31日(土)まで

⑷ 履行場所

兵庫県(以下「県」という。)が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)アからウまでについて入札に付する。

落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部知事室広報課 担当 藤本

電話 (078) 362-3019 (直通)

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間 平成23年2月15日(火)から同月21日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。) 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成23年2月25日(金)午前10時 兵庫県庁西館1階 大入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、 平成23年2月24日(木)午前11時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(契約希望単価に予定数量を乗じた入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年2月24日(木)午前11時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

③ 契約保証金

契約金額(契約単価に予定数量を乗じた額)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を平成23年2月21日(月)午後4時までに提出すること。

- イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関 し、説明を求められた場合はそれに応じること。
- (5) 入札に関する条件

ア 入札書は所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

- イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日まであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又は才に違反し無効となった者以外の者
- コ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。
- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

^^^^^

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成23年2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1(1) 申請受付年月日 平成23年1月26日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人知的障がいを持つ人の余暇活動をサポートする会
 - イ 代表者の氏名 西 川 正 人
 - ウ 主たる事務所の所在地 加古川市東神吉町神吉208番地の6
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、知的障がいを持つ人に対して、余暇活動に関する事業を行い、知的障がいを持つ人の余暇生活の充実及び社会参加促進に寄与することを目的とする。

- 2(1) 申請受付年月日 平成23年1月26日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人ビバ・ドリームファーム
 - イ 代表者の氏名 井 上 正 司
 - ウ 主たる事務所の所在地 養父市広谷250番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域のまちづくり活動を行う個人や団体に対して、まちづくり活動に関する支援を行い、これまでの活動で培ってきたノウハウを、地域文化の創造や地域まちづくり活動、社会教育活動の推進に生かし、多くの市民が自分たちのまちに住むことへの誇りと未来への希望を持ち、お互いを認め合いながら生きていける地域社会の創造をめざし、地域住民の住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

- 3(1) 申請受付年月日 平成23年1月26日
 - ② 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人ファンタジー
 - イ 代表者の氏名 桑 名 秀 夫
 - ウ 主たる事務所の所在地 姫路市勝原区大谷341番地9
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者福祉の増進と公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

- 4(1) 申請受付年月日 平成23年1月26日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人断糖健康倶楽部
 - イ 代表者の氏名 本 多 裕 里
 - ウ 主たる事務所の所在地 加古川市野口町野口129番地の68
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、全国の生活習慣病、精神疾患、肥満に陥っている人及びそれらのおそれのある人等に対し、講演、会報等による啓発活動及び治療、食生活の改善提案等に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 5(1) 申請受付年月日 平成23年1月26日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人もっと素敵に宝塚
 - イ 代表者の氏名 渡 邊 貴 子
 - ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市伊孑志1丁目7番38号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、異業種間の交流支援、未婚・晩婚化・少子化対策支援などのまちづくりの推進に関する事業を行い、世代を超えた人たちがコミュニケーションをとることで、互いを啓発し、ネットワークを広げ、地域の活性化に寄与することを目的とする。

- 6 (l) 申請受付年月日 平成23年1月26日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人高砂物産協会
 - イ 代表者の氏名 柿 木 貴 智
 - ウ 主たる事務所の所在地 高砂市高砂町浜田町2丁目2番2号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、広く日本国内に高砂市という郷土の良さを情報発信するため、歴史的文化の発掘や復元をもとにした地域ブランド品の研究開発・アンテナショップ運営による独創的アイデア作品の展示提供、さらには新たなブランド品の創造により、関連商業をはじめとする高砂市域の活性化に寄与するとともに、故郷を誇りに思い郷土愛あふれる心豊かな青少年の育成を図ることを目的とする。

- 7(1) 申請受付年月日 平成23年1月26日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人淡路市国際交流協会
 - イ 代表者の氏名 石 井 健二朗
 - ウ 主たる事務所の所在地 淡路市野島幕浦127番地4
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、淡路市を中心とした地域及び住民に対して、ボランテイア精神を基盤として国際交流と国際協力に関する事業を行い、多文化相互理解の推進と地域の国際化を図り、もって地域社会の安定と

繁栄に寄与することを目的とする。

- 8(1) 申請受付年月日 平成23年1月26日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 NPO法人ふくしのWA未来
 - イ 代表者の氏名 大 崎 よし子
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区吾妻通4丁目1番6号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障がい者に対して自立と社会参加促進に関する事業、及び児童に対して健やかな成長に関する事業等を行い、障がい者福祉及び児童福祉の増進と地域の活性化に寄与することを目的とする。

- 9(1) 申請受付年月日 平成23年1月26日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人遊
 - イ 代表者の氏名 入 江 靜 子
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区妙法寺字池ノ中231番地の5
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、主に障がい者に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業、及び地域社会との交流やコミュニティサロンの運営等に関する事業を行い、主に障がい者の生きがいある生活環境づくりと地域のすべての方が心豊かに安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 10(1) 申請受付年月日 平成23年1月26日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人なのはな
 - イ 代表者の氏名 森 みどり
 - ウ 主たる事務所の所在地 川西市花屋敷1丁目9番21号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者等に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、高齢者及び障害者等の福祉の増進とすべての人々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 11(1) 申請受付年月日 平成23年1月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人ライフスペース・プロペラ
 - イ 代表者の氏名 松 浦 念 美
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区戎町2丁目1番23号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、社会参加の促進及び生活支援、地域社会との交流に関する事業を行い、人々が安心し、互いに尊重し合って生きていく社会の実現に寄与することを目的とする。

- 12(1) 申請受付年月日 平成23年1月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人芸法
 - イ 代表者の氏名 田 村 孝 次
 - ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市緑ヶ丘1丁目267番地
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、若手芸術作家及び志望者に対して、自立と社会参加促進に関する事業を行い、芸術作家の技術向上と社会的地位確立、ならびにそれらを通じた地域振興及び芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

- 13(1) 申請受付年月日 平成23年1月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人エコ・レボリューション
 - イ 代表者の氏名 北 村 憲 正

- ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市川面1丁目4番7号
- エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、1990年比温室効果ガス25%削減と地球温暖化対策に基づく地域での 温室効果ガス削減の取り組みを支援する事業を行い、地域住民や企業に環境への関心を深めてもらい、 温室効果ガス削減を日常の生活に活かして、地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

- 14(1) 申請受付年月日 平成23年1月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人こころ・あんしんLight
 - イ 代表者の氏名 松 永 貴久美
 - ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市若王寺3丁目11番69号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、こころの不調や病気をかかえる子ども・若者やその家族が安心して生活できるように支えあう自助的活動の支援、ならびに、学校、地域社会、関係機関に働きかけ、児童期・思春期・青年期のこころの不調・病気への正しい理解と、こころの不調の初期段階への正しい対応と支援を求める啓発活動を行い、以って子どもや若者のよりよい成長、幸福な人生の創造に貢献するとともに、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

- 15(1) 申請受付年月日 平成23年1月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人尽人会
 - イ 代表者の氏名 中 村 靖
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区王塚台5丁目5番地の1
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、広く高齢者に対して、年齢と共に増してくる望郷の念と思慕の念を叶えるため、目となり手足となり、昔、生活していた地域や風景、友人、学校等を探し訪ね、写真や録音によって提供する活動や、兵庫県内で活動をしている中小企業のためのネットワーク構築支援などを行い、故郷を離れて暮らす高齢者の生きがいの創出や地場産業の振興、果ては地元兵庫の地域振興に寄与することを目的とする。

- 16(1) 申請受付年月日 平成23年1月31日
 - ② 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人やさしあ
 - イ 代表者の氏名 土 方 法 子
 - ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市東園田町5丁目34番地の9 ウィズ園田5 202号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい当事者とその家族並びに高齢者に対して、社会参加の実現及び生活支援に関する事業を行い、障がい者及び高齢者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成23年2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1(1) 申請受付年月日 平成23年1月26日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人神戸西助け合いネットワーク
 - イ 代表者の氏名 在 里 俊 一

- ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区西落合2丁目1番6号
- エ 定款に記載された目的

この法人は、助け合いの精神に基づき、高齢者、障害者をはじめとする地域住民に対し生活支援・安全活動・子どもの健全育成・環境保全及び福祉に関する事業を行い、地域の発展と福祉の向上に寄与することを目的とする。

- 2(1) 申請受付年月日 平成23年1月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人つくし
 - イ 代表者の氏名 吉 原 広 幸
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区衣掛町2丁目2番14-106号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者・高齢者に対して、自立生活と社会参加活動を支援する事業を行い、通常の市民と同等の生活を実現し、福祉の向上を図るとともに、地域コミュニティーづくりのためのイベント支援や清掃活動を通じて地域の発展に貢献することを目的とする。

- 3(1) 申請受付年月日 平成23年1月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 NPO法人はりま福祉会
 - イ 代表者の氏名 本 條 義 和
 - ウ 主たる事務所の所在地 姫路市野里上野町1丁目1番6号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 4(1) 申請受付年月日 平成23年1月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人クレヨンの会
 - イ 代表者の氏名 北 山 玲 子
 - ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市池尻3丁目430番地の1
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、誰でも安心して子どもを産み育てられるよう、子育て支援などの児童福祉に関する事業を行い、子ども達が心身共に健やかに育成されることを目的とする。

- 5(1) 申請受付年月日 平成23年1月31日
 - ② 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人音楽堂
 - イ 代表者の氏名 小 河 理恵子
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区五位ノ池町1丁目1番6号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者並びにその家族が、生き生きとして楽しい日常生活を営むことができるよう、音楽を取り入れた様々な活動を通じて心身の健全な育成や社会参加を支援し、保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。